

○海部地区急病診療所組合証人等の実費弁償に関する条例

(平成4年2月13日)
(条例第2号)改正 平成15年6月12日 条例第4号 | 平成21年8月24日 条例第5号
平成20年2月8日 条例第3号 | 平成25年2月25日 条例第2号

海部地区休日診療所組合証人等の実費弁償に関する条例（昭和61年組合条例第13号）の全部を次のように改正する。

（目的及び適用範囲）

第1条 この条例は、次に掲げる者に対し支給する実費弁償の額及びその支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第1項後段の規定により、議会の行う調査のため出頭した者
- (2) 法第115条の2第2項の規定により、参考人として出頭した者
- (3) 法第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者
- (4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ出頭した者
- (5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年海部地区休日診療所組合条例第1号）第20条の規定により、実施機関又は審査会の命に応じ出頭した補償を受け若しくは補償を受けようとする者又はその他の者

（実費弁償の額）

第2条 前条各号に掲げる者に対し支給する実費弁償の額は、別表のとおりとする。

（実費弁償の支給方法）

第3条 実費弁償は、出頭又は参加したとき支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。

（委任）

第4条 この条例の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年6月12日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月8日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月24日条例第5号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成25年2月25日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
実費	実費	20円	2,600円	11,800円